

(使用料の減免)

次に該当するときは、使用料の減免を受けることができます。

- ① 市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校の児童・生徒がその施設の教職員等に引率されて使用するとき。 免除
- ② 市内の町内会・自治会が行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。 免除
- ③ 市内の町内会・自治会又は社会教育関係団体が、市内の青少年を対象として行う体育、スポーツ及びレクリエーションの事業に使用するとき。 免除
- ④ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示する方と、その方が付添いを必要とする場合で付添い人が使用するとき。 免除
- ⑤ ④の手帳の交付を受けた方で構成する市内の団体が使用するとき。 免除
- ⑥ ④の手帳の交付を受けた方で構成する市外の団体が使用するとき。 減額 100 分の 50 相当額
- ⑦ 市内の社会教育関係団体が、市又は教育委員会の後援を受けて市民を対象に行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。 減額 100 分の 75 相当額
- ⑧ 市を管轄する官公署又は市内の公共的団体が主催して、市民（在勤者を含む。）を対象とした事業を行うために使用するとき。 減額 100 分の 50 相当額
- ⑨ 市内の社会教育関係団体の連合組織に所属する連盟等（当該所属連盟等にさらに所属する団体は除く。）が、市を代表して大会に参加するための練習活動に使用するとき。 減額 100 分の 50 相当額
- ⑩ 市内の社会教育関係団体が行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。 減額 100 分の 50 相当額
- ⑪ 市内の町内会・自治会又は社会教育関係団体が、自ら行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした活動に使用するとき。 減額 100 分の 25 相当額

*社会教育関係団体・・・団体の構成員（家族だけでは不可）が5人以上で、その7割が市内在住、在勤の団体で、継続的に活動するための規約または会則があり、営利目的や政治・宗教活動などを行わない団体。新規に団体登録する際には、名簿の提出のほかに審査があります。